

## 新潟市特定事業主行動計画の一部改訂について（変更点）

### 1 男性の育児休業取得率の目標変更

今後の男女共同参画社会の形成の促進を図ることを目的に策定された第5次男女共同参画計画(令和2年12月25日閣議決定)において、地方公務員の男性の育児休業取得率について、国家公務員や民間企業と同様に、令和7年までに30%の成果目標が設定されたことに伴い、本市の特定事業主行動計画における数値目標を下記のとおり変更します。

<目 標>(計画11ページ)

改正前	令和6年度までに13%以上
改正後	令和7年度までに30%

<年度毎の目標>(計画6ページ)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
改正前	13%以上	13%以上	13%以上	13%以上	13%以上
改正後	22%	24%	26%	28%	30%

### 2 不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等の取組追加

少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)に基づく、事業主における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため、行動計画策定指針の一部を改正する告示の公示(令和3年2月24日付)に伴い、下記の取組を追加します。

<取組事項>(計画14ページ)

#### ① 各種制度の活用、周知について

##### ● 所属長等

##### ➤ 不妊治療を受けやすい職場環境づくり

仕事と不妊治療の両立ができるよう、不妊治療について職場での理解を深めるとともに、各種休暇制度等の利用可能な制度の周知を図り、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図りましょう。